外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一

一～五　（略）

六　その他（九職種十二作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
印刷	グラビア印刷作業	グラビア印刷技能実習評価試験	全国グラビア協同組合連合会
	RPF製造作業	RPF製造技能実習評価試験	一般社団法人日本RPF工業会
RPF製造			

七　（略）

別表第二

一～六　（略）

七　その他（十七職種三十作業）

職種	作業
（略）	
宿泊	接客・衛生管理作業
RPF製造	RPF製造作業

八　（略）

改正前

別表第一

一～五　（略）

六　その他（八職種十一作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
印刷	グラビア印刷作業	グラビア印刷技能実習評価試験	全国グラビア協同組合連合会
（新設）			

七　（略）

別表第二

一～六　（略）

七　その他（十六職種二十九作業）

職種	作業
（略）	
宿泊	接客・衛生管理作業
（新設）	

八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。